

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《東住吉区》

■日 時：平成28年9月10日(土) 14:00～16:14

■場 所：東住吉区民ホール

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

小倉東住吉区長です。

なお、当初出席を予定されていた松井大阪府知事につきましては、別途公務につきご欠席となりました。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の水守です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の水野でございます。よろしくお願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明がございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向より本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

改めまして、皆さん、こんにちは。手向でございます。

きょうは、総合区、特別区という新たな大都市制度に関する意見募集・説明会にお越しいただきまして本当にありがとうございます。

後ほど市長からは本日の説明会を開催するに至った背景などについてご説明のほうさせていただきます。ことになっておりますが、私から簡単に開催趣旨ということで説明させていただきます。

今、大阪府と大阪市では、副首都大阪の実現に向けた取り組みとともに、それにふさわしい行政機構というものが、市民の皆様方、そして大阪の発展にとって一体どういう形のものが一番すぐれているのかということ府と市が一緒になって検討しようとしているところがございます。そのための共同の行政組織として私どもの副首都推進局というのがこの4月に設置されたところがございます。そして今新たな大都市制度を検討しているところがございます。この検討をより深めていくために、総合区制度、特別区制度について市民の皆様方からご意見をお伺いして、今後の制度設計の参考にさせていただきたいと考えて今回の意見募集・説明会を開催するに至ったところがございます。

本日の意見募集・説明会は大阪市が行政として開催するものであり、制度案の優劣をつけたり、どちらの制度を選択するといったような場ではございませんので、制度と関係の

ないご発言や、また政治的な主張といった行政の開催趣旨にそぐわないようなご発言につきましては、この場ではご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、皆様からの多くのご意見をお伺いできるよう、私どもできるだけわかりやすい説明に努めてまいりますので、本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、小倉東住吉区長よりご挨拶申し上げます。

(小倉東住吉区長)

改めまして、皆さん、こんにちは。いつもお世話になっております。

きょうは朝涼しかったんですけれども、昼間また暑くなったということで、でもこのようにたくさん集まっていただきまして本当にありがとうございます。

きょうは局長からございましたように総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会ということでございます。日ごろいろんなところで区役所やっております。防災、防犯、健診とか子育て、それから介護の問題、それから福祉要件、いろんなことをかかわっておるんですけれども、区の中でいろいろできるといいましても、区だけでなかなかできるものでございませぬ。地域の力があって初めてできるのかなど、このように考えております。24区できょう2番目でございます。今後、残り22区が始まるんですけれども、8月31日に此花区であったんです。きょう2回目で、ちょっと私も緊張してるんですけれども、いろんなご意見いただきたいなと思っております。

先ほども申し上げましたように区だけではできません。地域の力がないと、この区行政というのは進まないかなど、日ごろかように考えております。とりわけ自分の力で自分を守るという自助、それから地域の力、共助、そして我々といいますか公の力、公助なんですけれども、とりわけ共助。私いつも言ってるんですけど、近所づき合いの力ということで近助と言ってるんですけど、近くの助け合い、これが非常に重要ななと思っております。引き続きご理解、ご協力願いたいなと思っております。

きょうはこうした区のあり方にかかわって重要なテーマといいますか課題になってくるかなど思っております。ぜひ、私も最後までおらせていただきますので、貴重なご意見いただきまして実りある会となりますことをお願い申し上げまして、本日の開催の運びとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続きお手元の資料に沿いまして事務局よりご説明いたします。ここまでで約1時間程度を見込んでおります。その後、皆様より説明内容に対するご意見やご質問を約1時間お受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見をご記入いただきますようお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、よろしくお願ひいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんにちは。市長の吉村でございます。ちょっと前に出て話しさせていただきます。

今日は皆様本当に土曜日という中、本来であればお休みですのでどこかお出かけされたり、あるいはお家でゆっくりされたりという方が多いかなと思うんですけども、その中でこういうふう到大都市制度のあり方、行政の制度のあり方ということの説明会・意見募集会に出席いただきまして本当にありがとうございます。まず感謝申し上げます。大阪の将来についてどうあるべきかということを真剣に皆さんも考えていただいているからこそご出席いただいているんだというふうに思っております。感謝申し上げます。

まず私からはこれまでの大阪の制度のあり方、大都市の制度のあり方についての問題提起と、それから今後どうあるべきかということについてお話しさせていただきたいと思ひます。

今、僕が大阪市長させていただいて、例えばこどもの教育であったり、あるいは福祉であったり医療であったり、あるいはつい先日であれば海外出張も行ってまいりましたけれども、大阪をどうやってにぎわいづくりをするかとか、様々な政策について今取り組んでいます。今日はその政策ではなくて、その政策を支えるのはやっぱり行政が支え、そして役所が支えますので、政策をつくっていく上での本当に基礎になる土台がどうあるべきなのか、そういった根本のお話になります。要は大阪の大都市の制度の仕組みというのが制度疲労を起こしているんじゃないか、新しい制度、もっと大阪が成長する仕組みはどういう仕組みがあるんだろうか、あるいはもっと住民の皆さんに近いところで充実した行政サービスをするにはどんな仕組みがあるんだろうか、そういったことをぜひ考えていただきたいと思ひます。

今日は、どういった制度か選んでくださいというようなものではありませんので、こういった制度があるんだと、そして大都市の改革というのも必要なんじゃないかな、そういうふうぜひ皆さんに思っただけならば幸いかなというふうに思っております。

そうしましたら、ちょっとスライドを使いながらご説明させていただきます。

まず、ちょっと振り返っていただきたいと思ひます。大阪市と大阪府、二重行政というのはずっと言われ続けてきました。これはもう今に始まった話ではなくて、歴史的な事実です。大阪市と大阪府の二重行政、これをどうするのか、これは解消しなきゃいけないねという話はずっとこれまで行われてきました。昨年ですけれども、その二重行政を解消する、そしてもう一つの目的として、住民の皆さんに身近なところで住民サービスを実行していく、そのためにはどうしたらいいだろうかということで、昨年、特別区を設置する、いわゆる大阪市という行政体を廃止して、そして東京のように特別区というものを設置する、そして大阪市と大阪府がやってきた二重行政については1つにまとめる、役割分担を明確にするという制度改革を皆さんにご提案しました。特別区の設置、住民自治を拡充していこう、そして広域機能、大阪市も大阪府も同じような広域の行政をやっていますので、それを一元化していこうということでの特別区の設置の住民投票を実施しました。これは皆さんもご承知のとおりであります。その結果ですが、昨年の5月、反対多数となりました。

た。賛成が69万票、反対が70万票。反対のほうが多いということで、昨年、特別区案という具体的な案を設計して皆さんにご提案しましたが、それは廃案、法律的には存在しないということになりました。しかしながら、この二重行政をどう解消していくのか、広域機能、大阪市と大阪府の役割分担どうしていくのかという大きな問題と、それから住民の皆さんの近くでやる住民自治を拡充していこうということについて、まだまだ課題が解決されてないねということで、私自身も今回大阪市長選挙に昨年ですけれども出るときに、この特別区を修正する案をつくらせてくださいということを皆さんにお訴えさせていただいて選挙に出て、今この場におります。

続きまして、じゃ、どうしていくのかということなんですけれども、やはり大きな課題としては、そういった大阪の現状の中で東京一極集中が随分と進んできてる。大阪の低迷が続いてきてる。やっぱり大阪の持てるポテンシャルをどうやって発揮していったって、この東京一極を打破していく必要があるのかということで、それを担う部署というのを設置しました。副首都推進本部。きょう来てる役所のメンバーはその副首都推進本部のメンバーなんですけれども、副首都推進本部というのを設置しました。じゃ、何をやるのというと、1つは東京一極集中をなくしていく。大阪市と大阪府の二重行政も解消して大阪の都市機能を強化していこうと。力強い大阪をつくって、東西二極の一極を目指していこうと、そういう制度をつくっていきましょうよというのが1つ。そしてもう一つが住民自治の拡充。人口減少していく中で、やはり限られた財源にもなってきますから、その中でいかに住民の皆さんの身近なところで行政、政治をやっていくのかということの課題、この2つの課題についてどう解決していくかということで副首都推進本部を設置いたしました。

まず、課題の1つなんですけれども、これは現状の認識です。まず人口の動向です。人口というのは非常に大切な指数です。当然のことながら少子高齢化が進んでいく中で人口減少が進んでいく、少子高齢化が進んでいくとなるといろんなものを生産する人口が減ってくれば当然税収も減っていきます。必要な財源も増えてくる。その中でこういった人口動向の減少になっていくんですかという数字をここに示しています。東京も愛知も、これ東京と愛知と大阪府ですけど、いずれも減っていつてますが、皆さんに注目いただきたいのはこの減る率が大阪府が非常に大きい。2015年887万人が750万人ぐらいに減っちゃうんですね、2040年には。すぐ先の話です。これ大阪市、特に都心部ですけども、見ていただいたらわかるんですが、名古屋はほぼ横ばいのような状態になってる。減ってますけどね。横浜もそんなにカーブがきつくない。しかしながら大阪市はここでぐーんと下がっていく。今約268万人、270万人ですけども、2040年には230万人ぐらいになると。非常に少子高齢化が進むということも意味してるんですが、非常に人口減少の進みが速いというのがこの大阪の今の現状です。

これは域内総生産という経済規模の話です。全国に対してそれぞれ大阪はどのぐらい経済規模があるんですかというところなんですけども、見ていただいたらわかりますが、東京は大体横ばいですね。18.4%で横ばいになってきてると。愛知、神奈川もそうですけれども、大阪府についてはもともと9%ぐらいあったのが減ってきて、大体7.4%ぐらいに下がってきてる。特に大阪市においては1970年代、40年ぐらい前から見てみますと5%ぐらいあったのが3.7%ぐらいに減ってきてる。当然、僕は市長ですのでこれをどうやって上げていくのかという政策という面ではしっかりとやっていくというのは当たり前なんですけれ

ども、大きな傾向で見ると大阪市はこういうふうには減少してきているというのが今の実態です。

続きまして、これはいわゆる大企業、資本金1億円以上ということですから非常に大きな会社がどういうふうには増えたり減ったりしてるかなんですけれども、これも見ていただいたらわかるんですが、東京、神奈川、いわゆる関東圏においては増えてます。しかしながら、大阪府においてはマイナス259ということで、これ15年ぐらいで見た数字なんですけれども、減ってきてると。いわゆる大企業が関東圏に流出してるというのが現状です。名古屋も少し減ってますけど、大阪市の減りのほうがかなり大きいと。そして東京23区は増えていってる。つまり大阪の大きな大企業が減っていったということがまずこれを見るとわかります。

引き続きまして、圏域の広がりなんですけど、これどうなってるかということ、大阪市というのは実は非常に狭いんです。大都市という意味では狭いんです。住民サービスをするという意味では非常に大きいんですけど、大都市という単位で見たときは、実は全国の20政令都市あるんですけど、そのうち4番目に小さいエリアになってます。そうでありながら、実は大阪というエリアは大阪市を中心に発展してきました。大阪市から様々なものが生まれ、そしてその事業がどんどん外へ広がってきてるというのが現状です。このあたりは関東圏と成長の仕方が、これまでの歴史的な経緯がちょっと違って都市の形がちょっと違うんですけども、もともと非常にこの大阪という都市圏域としては狭いエリアから発展し、そしてこの範囲を超えて、今どんどん、この青いのは何ですかということになると事業所、会社が集積してるエリアを示してるんですけども、濃い色ほど集積してるということです。この青い色が大阪市の範囲を超えて大阪全域にどんどん広がってきてるという状況です。つまり都市政策の大きな成長戦略を考えるときには、大阪市だけで判断するとどうしてもここで二重行政の問題が出てきてしまうと。そういった地理的な要素もあるという現状です。

じゃ、それどうやって解決するのということなんですけれども、大阪市と大阪府の二重行政を解消して1つの方向を向いていこうよということで、平成24年ぐらいから大阪府と市が一緒になって大阪の成長戦略をつくっていきましょうというので様々今つくって、それを実行していってます。大阪の成長戦略であったり、観光をどうしていきましょうか、観光も増えてますけど、大阪のグランドデザインをどうしていきましょうか。あるいは災害。災害といっても、大和川を渡ったからといって津波は一緒ですんでね。災害をどうしましょうかと。そういったこと、大阪府と市の文化ですけども、共通した目標とか政策とかをつくって、そして今それを府と市が協力して実行してやりましょうと。そして現に実行してるのが今の状態です。

これは1つの例ですけど、例えば道路です。道路というのは、小さい道路は別なんですけれども、都市の成長を考えるときには道路というのは非常に重要になってきます。とりわけ高速道路とかこういう環状道路というのが重要になってきます。これ東京ではいろんな環状線ができてるわけですね。首都高速の中央環状線も全線開通しましたけれども、要は環状道路、高速道路、広域インフラを考えるときには道路というのは非常に重要になってきます。ここにはないんですけど名古屋についてもこういった環状道路というのは事業に着手してます。大阪はどうかというと、実は大阪ができてなくて、今取り組んでるのは

淀川左岸線の延伸部というところ。ちょっと見えにくいですが、「要は新御堂の豊崎のあたり、北区の豊崎のあたりから門真を通じる、ここが今ないんです、道路が。切れます。だから円になってないんですね。それからここが繋がれば今度京都、名古屋につながって、いわゆる物流の流れができるわけですが、これも切れてると。これ切れてるのも何でかといえば、一部大阪市、豊崎は大阪市ですけど、そこからまず大阪府域に入ってくる。これ大阪市と大阪府が協力しないとできない道路なんです。これ完全にとまってました。これは今動き始めさせてますけれども、これ例えばの一例です。こういったところが至るところにある。つまり大阪市と大阪府が協力する、あるいは1つになって判断していかないと大阪全体の成長というのがとまってしまう。とまった上で問題が生じてくるとこれが二重行政というような言われ方になってくるといふ現状があるといふのが今の問題意識です。これを解決するためにどうすべきかといふことは考えなきゃいけないと私は思います。

ですので、今まで申し上げたのは大阪の大きな成長のところについて、二重行政を解消して、どうしていけば東西の一極を担う大都市大阪を目指すことができるのか、そういった制度、今のままだとなかなかそこは難しいのではないのかなという問題意識です。これは大阪の大きな成長の話です。

続いてですけども、大事なところやはり住民自治の拡充ですね。住民の皆さんの身近なところで住民サービスをやって、これを充実させていこうと、そういったところの部分についてです。まずこれも例えばの例を幾つかご紹介します。例えばの例ですよ。1つは虐待件数、児童虐待の相談件数、これも非常に増えていってます。今平野に南部の児童相談所を開設しました。これは2つ目です。3つ目、北部に僕は設置したいと思ってるんですけど、いろんなところから、メディアからもどうだと言われてるんですが、こういった増えてきている児童相談に対してはしっかりと対応する、住民の皆さんに身近なところでこういったことも対応できるようなものをしっかりとやっていかんといふこと。吸い上げるような仕組みをつくっていかなくちゃいけないといふふうに思ってます。

これは待機児童についてです。待機児童もよく今ニュースでいろいろ出てますけれども、待機児童と一口に言っても大阪市内でも随分と差があるんですね、エリアによって。例えば西区であれば待機児童は突出して増えていってます。東住吉はそれほど多くはないといふようなエリアです。エリアによって全然待機児童の要請も違う訳ですね。つまり住民サービスといふのは一律にするというよりは皆さんの身近なところで意見を吸い上げるといふか課題を吸い上げる、しっかりと課題を捉える、そういう仕組みが必要であろうといふふうに思ってます。

これ人口規模ですね。じゃ、その人口規模は実際どうなんだろうかと。皆さんの身近なところである人口規模どうなんだろうかといふことなんですけれども、今大阪市は269万人、270万人ですけども、それに対して市長は1人ということなんです。これはどれぐらいの規模かといふと、人口規模でいえば広島県280万人、京都府260万人。大阪市といふのは先ほど見たとおり非常に小さなエリアではありますが、人口規模でいうと京都、広島と同じぐらいの人口規模。そして、じゃ、京都、広島といふのはそれぞれ選挙で選ばれる行政の長といふのは何人ぐらいいるのといふと、それぞれ23人、26人ぐらいいるといふ現状です。これは平成25年度の第30次地方制度調査会答申、これは国の機関と思ってもらって

いです。国の機関でも実は同じような問題意識が出されてます。大都市において基礎自治体としての行政サービスがどうあるべきかというところで、非常に市役所の組織が大規模化する傾向にありますねと。これは大阪市が言ってるんじゃないですよ。国が言ってるんです。市役所の組織が非常に大規模化する傾向にありますねと。カバーするサービスも非常に幅が広がってきてますねと。個々の住民とは遠くなる傾向がありますね、これが課題ですねということが実際に答申をされてます。じゃ、これに対してどう応えていくのかということがまさに皆さんの住民サービスを上げていくことにつながると僕は思ってます。

じゃ、そのために今の大阪市で何をしてるかと。これは政策じゃなくて仕組みの話です。どういうことをしてるかという、今も区長来てくれてますけれども、できるだけ区長に身近なことは決定してもらうような仕組みにしましょうということで、これまでは局が持つ権限、財源、責任をできる限り区長に移管してます。局というのは、それぞれ区役所が24区あるんですけれども、中之島に大阪市役所というのがどーんとでかいのがあります。中之島の市役所行かれたことない方いらっしゃいますか、この中に。行ったことない人。行かれたことある方は。多いですね。今日いらっしゃってる皆さんは恐らくいろんな意見ある中でも市政に対して興味を持たれる方が多いと思うんですけど、中之島にどーんとどかいのがあって、そこにそれぞれ例えばこども青少年局とかいろんな担当の局が、ちょっとATCに分かれたりもしてますけど、要は中之島の大きなところに局というのがあって、そこでいろんなものを決めていってます。これまで区役所というのは決められたことをやるというような支所みたいなものです。そういった位置づけだったんですけれども、それを変えていこうということで、できるだけ局が持つ権限を区長に移していく。それから、役所の組織の仕組みですけど、区長を局長よりも上位に位置づける。組織上、上位に位置づけるというのをやっています。これもなかなかこれまでの大阪市では考えられなかったようなことなんですけれども、それを現に今やっています。区長が局長よりも上だということ位置づけてると。そして、人材をどうするかということですけども、いろんな意見、いろんな風、これまでの古い概念にとらわれないような仕組みの区役所にしていきたいという思いで公募してます。これは内部の職員が手を挙げてもいいですし、外部の人が手を挙げてもいいと。要は手を挙げた人の中から選んでいく。順次、順送りじゃなくて、公募区長でやる気のある人を、多様な人材を確保しようという取り組みをします。そして区民の皆さんが参加できるような仕組みの充実ということで、区民の参画、例えば区政会議とか、できるだけ区民の皆さんの意見が区役所の行政とか市政に反映できるような仕組みをつくっていきましょうと。考えられることは今現にやっています。

先ほど一番最初のスライドに戻ってもらえば、要は今まで申し上げてきたのは住民自治を拡充するためにどうしたらいいのかということの観点。住民自治を拡充していく、皆さんの身近なところでこの区政サービスを上げていくにはどうしたらいいかということの問題意識でした。一番最初に申し上げたいいわゆる広域の問題、それから住民自治という身近な問題、その2つの制度のあり方について、今、副首都推進本部においていろいろ議論していっています。副首都推進局は副首都化に向けた取り組みとか様々これまでの府と市の統合すべき案件とかやっていますけれども、あわせてそういった大都市の制度の仕組みについてのことを検討するという組織です。

じゃ、どんな仕組みがあるのかということなんですけれども、2つあります。1つは総合

区という制度。これは大阪市が存続します。行政としての大阪市は存続させた上で、つまり例えば僕のような市長がいるという前提です。僕のような市長がいるという前提で、できるだけ住民自治の拡充を広げていくために区長に権限を強化していきましょう。今もやっていますけれども、今以上にやっていきましょう。そのために法律で認められた新たに総合区という制度が認められましたので、そういった総合区という制度を使って区長の権限を強化しようというのがまず大きな1つのポイント。当然のことながら市長がいますので、市全体に関することは市長がマネジメントした上で、できるだけ総合区長に権限を落とし、いこうというのが1つのポイント。それから、二重行政の解消については、当然市長もいます。知事もいますということになりますので、これについては話し合いで解決していきましょう。今僕と松井知事がやってるようないこういって話し合いで二重行政の問題については解決していこう。都市の方向性についても話し合いで決めていきましょうというのが大きな1つのやり方。じゃ、話し合いで解決しなきゃどうなるのといえ、これも地方自治法にも大都市の二重行政の問題だよなということで、それぞれ府と市の調整会議、県と政令指定都市の調整会議というものをつくりなさいと。それから、もしそこでなかなか意見がまとまらなかったら、最終的には総務省に意見を聞いて、総務省も意見を言いますよと、そんな制度がつくられてます。ただ、最終的には話し合いで解決しようというのがこの仕組みです。もう一つは特別区。これは大阪市は廃止です。行政体としての大阪市は廃止。近い制度でいうと東京のような制度です。大阪市を廃止して、まず住民自治の拡充という意味では直接区長を選挙で選びましょうということ。一定の範囲を定めて、今東京も何々区っていろいろありますけど、あれ区長を選挙で選んでますからね。それと同じように住民が直接区長を選挙で選ぶということ。当然のことながら区長で選ばれる政治家になりますのでね。そういった区長が予算を編成して、このエリアの区においてはこういう住民サービスをしますよというのは区長が決めていく。当然のことながら区議会がそれをチェックしていくという仕組み。区長も区議会も選挙で選ぶということです。それから、二重行政については、もうこれは大阪市は行政体としては廃止しますので、大阪市がやってる、今僕がやってるような先ほどの大きなトンネルの話だとかああいうことについては、いわゆる広域機能については1つに一元化させていく、そして制度として二重行政を解消していこう、大阪府に役割分担して一元化させていくということ。これが特別区と総合区の大きな制度の違いです。

もうちょっとだけ詳しく言えば、これは比較表です。大阪市については行政区、これは今ですね。今の行政区。これ総合区。何が違うかということですが、まず自治体のトップって誰なんですかという、総合区については市長です。そして、特別区については当然区長です。選挙で選ばれますのでね。じゃ、区長の人選は誰がするんですかということです。これは総合区の場合は市長が選びますが、議会の同意を得ることを条件にします。こっちは今一般職というので、僕が別に議会の同意なくても区長の指名はできます。これは誰も指名してもいいということにはなりますが、総合区になると、これは議会の同意も得るということです。議会の同意を得るということはどういうことかという、市長は市の住民から選ばれた代表ですけども、議会というのも総体で見たら市民から選ばれた代表。今の地方自治というのは二元代表制と言われて、市長と議会の総体とのバランスの中で成り立ってるというのが今の仕組み。そういった意味で市長も選び、そして議会も

同意をするということですから、そこにはその市においての民意が反映されてるような人が選ばれるということになりますので、そこに権限をふやす根拠ができてくるということです。しかしながら当然大阪市長がいますから、トップは大阪市長です。特別区は、これはもうわかりやすいですね。区長は市民が選挙で選びます。教育委員会は市に1つです。これも区に1つ。総合区になっても市に1つ。市議会は当然残ります。特別区、これは区議会がやるということになります。予算編成ですが、予算については市長が、当然市長がおりますので市長のみが有するということになりますが、先ほど言ったとおり議会の同意も得て特別職という立場になりますから、総合区長というのは市長にこういう予算にしてくださいよという意見具申権というのが認められるということになります。一方、特別区、これは当然選挙で選ばれてますから区長のみが有すると。条例の提案ですけれども、これは市長、議員が有することになりますが、特別区の場合は当然区長、議員が有する。1つの独立した自治体ですね、特別区。そういう意味では。この総合区についてですけれども、今回提案させていただくのは一定の権限を増やしていこうと。そこには当然コストもかかりますので、一定の合区を前提とした提案をさせていただいています。ただ、制度としては一部の、いわゆる今の24区の中の一部の区だけで総合区にするということもですし、24区それぞれ全部合区をしなくても総合区にするというのは制度上は可能であります。

いろいろるる申し上げましたけれども、これからの大阪を考えたときに、大阪の成長はどうあるべきなのかということと、やはり大阪市と大阪府の二重行政は僕はあると思っています。今市長という立場でやっても、これはやっぱりあります。市長と知事が別の方向向いたらなかなか大きなことは進まないというのが今の現状だと思います。じゃ、それをどう解決していくのかということが僕は大事だと思っています。一つとしては、先ほど申し上げたとおり市と府を1つにして役割分担をしていく。そしてもう一つは話し合いで解決していく。この2つの選択肢があるかと思っています。もう一つ、住民の皆さんの身近なところで行政サービスをしていくということに関していうと、これはまだやっぱり大阪市では僕は足りないと思います。もっと身近なところでやっていく権限をどんどんふやしていくということが必要だと思っています。じゃ、そのやり方として、先ほど申し上げたとおり、いわゆる区長を選挙で選ぶような制度を変えるというやり方。もう一つは、総合区という制度を使って、市長は残る、僕のような者が1人残るわけですが、議会の同意も得てできるだけそこに権限を与えて身近なことができるようになるというような仕組みです。具体的にどんなことができるようになるのというのは部局からこの後説明させていただきますが、大きく言うとそういうことです。僕自身は、この大都市制度の改革は大阪の成長、それから住民自治の拡充には必要だと思っています。

ぜひ今日、皆さんいろんなご意見あると思いますが、僕がこの制度をとってくださいと、今回の行政の説明会ではそういうことを言う立場ではないですけれども、皆さんのこうすべきじゃないか、ああすべきじゃないか、いろんな意見をぜひ聞かせていただきたいと思っています。今の生活の問題でもあり、将来の大阪の問題でもあるというふうに僕は思っています。

ということですので、本当に今日は土曜日という時間にもかかわらずこれだけ多くの方お集まりいただき本当に感謝です。そして皆さんから忌憚のないいろんなご意見をいただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。

(司会)

まことに申し訳ございませんが、説明あるいは発言中の私語につきましてはお控えいただきますようによろしくお願い申し上げます。

それでは続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の水守よりご説明申し上げます。

(水守副首都推進局制度企画担当部長)

皆さん、こんにちは。副首都推進局制度企画担当部長をやっております水守と申します。私からは皆さんのお手元に配らせていただいておりますこのパンフレット「総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料」に沿ってご説明させていただきます。

まず資料、構成だけ先にお話をさせていただきます。めくっていただきまして目次ですが、第1部、大阪における新たな大都市制度についてまずご説明をさせていただきます。第2部で、大阪における総合区の概要、それから第3部で特別区制度の概要などについてご説明を、今から大体30分ぐらいかかると思います。ちょっと長くなりますけれども、よろしく願いいたします。ここから座って説明させていただきます。

それでは、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複するところもございますけれども、まず大都市の現状と課題についてご説明します。大阪市や横浜市といった大都市については、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があると言われております。もう少し詳しく申し上げますと、1つ目の住民自治の拡充につきましては、政令指定都市である大阪市は、非常に幅広い行政サービスを提供しておりますため、市役所の組織が大きくなって、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。それから2つ目の二重行政の解消についてですけれども、大阪の場合でいいますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている部分がございます。重複していることによって問題が生じているというふうにされております。

これらの課題を解決するために、その下ですけれども、国において法律が整備されました。1つは、真ん中の枠囲みの左側、総合区の設置です。政令指定都市、すなわち大阪を残したままで、行政区にかえて総合区を設置し、都市内分権と書いておりますけれども、区長や区役所の権限を強化して、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは、右側の特別区の設置です。こちらは政令指定都市、つまり大阪を廃止しまして、複数の特別区を設置して、それぞれの特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会により自治体の運営が行われます。

その下の枠組みですけれども、こうした状況の中で、大阪府と大阪市が取り組んだ改革としまして、1つ目の丸、特別区の設置により、住民自治を拡充とあります。これは、大阪を廃止して5つの特別区を設置するというものでしたが、下の枠囲みに示しておりますように、平成27年5月、住民投票の結果、特別区の設置については反対多数でありました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、引き続き、それ

らを解決するため、たゆまぬ取り組みが必要となっております。

次の4ページ、大阪が抱える課題解決に向けてと、次の5ページにつきましては、先ほどの市長の説明と重複いたしますので省略させていただきますけれども、4ページのほうに書いております通り大阪の長期低落、あるいは人口減少、超高齢社会といった課題の解決を図っていく必要がございます。

めくっていただきまして7ページ、8ページに総合区制度、特別区制度の概要を書いておりますけれども、これにつきましては第2部、第3部、それぞれの制度の中で詳しく説明をさせていただきます。

7ページの下にひとくちメモという欄がございます。行政用語について難しい面ございますので、こういう形で適宜用語の説明をつけておりますので、ご参照いただければというふうに思います。

以上が第1部の説明です。

ここから本題でございます。第2部「大阪における総合区の概案」ということで、10ページをお開きください。

初めに、点線で囲っておるところでございます。概案の位置づけです。これから説明させていただきます総合区制度の概案は、大阪市としてこれで行きたいといった固まった案ではなく、住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものでございます。今後、この意見募集・説明会などを通じまして皆さんからご意見をいただきつつ、市会での議論を踏まえ、総合区の案を取りまとめてまいります。

それでは、11ページをお開きください。総合区制度の概要についてでございます。上の網かけ部分に趣旨が書いてあります。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛びまして中ほどに(2)法律上の制度比較というところがございます。ごらんください。表の左側が、皆さんが現在お住まいの区、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度。右側が、今回新たに検討しております総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、それから2段目、区の位置づけに示しますように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も区は市の内部組織ということになります。

今の区と総合区の主な違いについては3段目の区長のところですが、左側の今の区長ですけれども、一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、副市長と同様に議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員ということになります。次に、総合区長の主な事務でございますけれども、地方自治法で、総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくり等の事務のほか、条例——これは大阪市が制定する法律のようなものでございますけれども、この条例で定める仕事ということになっております。これらの仕事につきましては、市長にかわって、すなわち市を代表して区長の判断と責任で進められることになります。さらに、その下の段、総合区長には、区役所の職員の任免権、すなわち人事権や、予算の編成に当たりまして市長に意見を述べる権限、予算意見具申権というものが法律で認められております。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度といたしましては、さっき市長からもございましたけれども、大阪

市の全ての区ではなく、一部の区にのみ総合区を導入することも可能ですが、今回お示しする総合区の概案につきましては、合区をした上で、全ての区を総合区にするという前提にさせていただいております。

以上が総合区制度の大まかな概要でございます。

次に、12ページをごらんください。総合区の意義、効果及び課題についてご説明させていただきます。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体にかかわる事項につきましては、引き続き市長がマネジメントいたします。

その下に、総合区が設置された場合に、局と総合区の事務がどう変わるかということを図であらわしております。これについては後ほど詳しく説明をさせていただきます。

次に、総合区の設置で期待される効果と課題について、その下の枠囲みで書いてるところをごらんください。まず左側の効果ですけれども、住民に身近な総合区で行政サービスを提供することによりまして、1つ目の丸です、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや迅速な対応が期待できると。地域の実情に応じた、よりきめ細かい行政サービスの実現が可能になるというふうに考えられます。一方、課題ですけれども、右の方に書いてます。1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散して行うこととなりますので、職員数の増加が見込まれます。また、丸の2つ目ですけれども、専門職員やノウハウがそれぞれの区役所で必要になりますので、いかに効率性や専門性を確保していくかということが課題となります。

総合区の制度の導入に際しましては、一番下の網かけですけれども、区長や区役所が担う事務の拡充が図られるという反面、効率性ですとか専門性の確保が難しいという課題もありますので、この2つの双方の観点からバランスよく検討していく必要があるというふうに考えております。

次に、13ページをお開きください。総合区の概案の作成に当たっての考え方、前提についてご説明をさせていただきます。ページの中段に事務レベル（案）というのがございますので、ここをごらんください。

総合区が担う仕事につきましては様々なレベルが考えられますけれども、今回の概案ではA案からC案まで3つの設定をさせていただきました。まず、A案、現行事務+限定事務と書いておりますけれども、右側の欄にありますとおり、現在の区役所の事務に加えまして、一般市並みの事務とありますけど、今、大阪市役所の局、例えば福祉局ですとか建設局などで実施している仕事のうち、住民に身近な行政サービスに係る仕事に限定をして総合区に移そうというものでございます。それから、B案、一般市並み事務と書いておりますけれども、例えば守口市とか松原市のような一般市のほうで提供しているような仕事を基本として総合区が事務を行うというものでございます。それから、C案、中核市並み事務と書いておりますけど、この場合は、一般市よりも広範な範囲の広い行政サービスを提供しております中核市、大阪府の中では東大阪市とか高槻市が該当しますが、これらの市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を行うというものです。わかりやすく申し上げますと、A案よりB案、B案よりC案のほうが総合区の仕事が増えるということになります。ただし、表の下の米印に書いておりますけれども、いずれの案においても、市全体を見渡しつつ実施すべき事務、詳しくは次のページで説明させていただきます。

ども、これらの事務につきましては総合区に移すのではなくて、引き続き市長が判断する仕事として局に残ることになります。これは、総合区というのはあくまでも大阪市という自治体の内部の組織でありまして、独立した自治体というわけではないからでございます。

次に、一番下の区数（案）でございます。総合区の検討に当たりまして、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししております。大阪市の平成47年の将来推計人口は約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定いたしまして、それぞれ5区、8区、11区としております。総合区の導入に当たりまして、必ず合区をしなければならないという訳ではございませんけれども、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要な職員を配置する必要がございます。24区のまま区役所の体制整備を図っていくということは、職員の数ですとかコストの面で難しい点がございます。こうしたことから、今回の概案では現在の24区を合区するという案にさせていただいております。なお、具体的な区割りににつきましては今後検討することとしております。

以上が、総合区概案の作成に当たっての考え方でございます。

次に、14ページをごらんください。4、事務分担でございます。先ほどA案からC案の3つの事務レベルについてご説明をしましたがけれども、総合区では、区役所が行う事務を現状よりも増やしていくこととなります。

真ん中の局と総合区の仕事の分担というところをごらんください。現在の大阪市の仕事は、局のほうでやっておる事務と、行政区の事務、すなわち、現在、区役所でやっておる事務に分けられます。総合区が設置された場合に、現在、局で実施している事務は、①そのまま局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かります。具体的にはその下の表をごらんください。

①局で実施と書いておるところでございます。総合区が設置されましても引き続き中之島にある本庁などを中心とした局が実施する事務。例といたしましては、表の右側のほうに書いておりますけれども、大阪市という1つの自治体で実施する事務、これ条例とか予算などがございます。それから、市域全体を見据えた観点から実施すべき事務、成長戦略ですとか広域的な交通基盤整備がこれに当たります。それから、住民サービスの統一性、あるいは一体性が求められる事務、セーフティーネットのような国民健康保険制度などがございます。こうしたものについて、詳しくは24ページに記載しておりますので、後ほどご確認いただければというふうに思います。

それから、その下の段、②局から総合区へ移管につきましては、局が現在行っております仕事のうち、住民に身近な行政サービスを、より身近な総合区に移すものですが、上記の事務レベル、3つの案の設定に沿いましてAからCに分けております。詳しくは17ページから22ページに記載しておりますので、個々の案ごとに詳細に説明をさせていただきます。

それから、一番下の段、③総合区で実施でございますけれども、これは現在も区役所及び保健福祉センターで実施している仕事でございます。そのまま総合区のほうで実施することになります。

次に、15ページの5、職員体制をお開きください。ここでは、総合区の仕事を増やすことや、合区によりまして職員数がどのように増減するかということについて試算結果をお

示しております。基本的には総合区に事務を多く移すほど職員数が増えていくと。また、区の数が多いほど職員数も増えるという関係にあります。こうした増減につきましては、このページの一番下の表③総合区移行時の職員数の変化の試算結果に記載をしております。表をごらんください。まずA案でございますけれども、5区、8区、11区、いずれも黒い三角の数字がついておりますけれども、A案では職員の数がそれぞれの区でも減少するというを示しております。それから、B案ですけれども、5区の場合は黒三角ついておりますので減ると。8区の場合にはほぼ変わらない。11区の場合は増加をするという試算結果になっております。C案では、いずれの場合でも現行より職員数が増加するというふうに見込まれます。

なお、こうした職員数の増減につきましては、一番下に米印で書いておりますけれども、一定の仮定のもとで試算をしたものでございます。今後、作業を進める中で変動があり得ますことから確定した数字ということではなく、幅を持って見ていただく必要がございますことにご留意ください。

それから、16ページをごらんください。ここでは3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と行政の効率性という2つの視点、要は効率性ということではできるだけ職員数を増やさないということになるんですけれども、こういう視点から、今回、区の規模を検証いたしまして、皆さんにお示しする総合区の概案として、真ん中に表がございます。四角で囲んでおりますけれども、A案につきましては8区と11区、B案につきましては5区と8区、それからC案につきましては5区を概案としてお示しをしております。

それでは、それぞれの概案について詳しく説明をさせていただきます。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区、現行事務プラス限定事務という一番事務が移管されるものが少ない場合でございます。この場合では、その表の右側に書いておりますけれども、概ね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、その下の黒い四角、総合区の事務内容（主なもの）というところをごらんください。こども、福祉、健康・保健といった分野別に記載をしておりますけれども、点線で囲んでおりますのが、現在、区役所で行っている事務でございます。その外にあるのが移管をされる事務というふうに見ていただきたいと思います。A案による総合区が設置された場合には、例えば、こどもの分野でございますけれども、保育・子育て支援として、現在の局のほうで実施をしております児童いきいき放課後事業というものが総合区長の責任のもとで行われるということになります。また、まちづくり・都市基盤整備の分野では、例えば、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管することになります。

なお、事務内容の詳細につきましては、この後の25ページから28ページに分野ごとに整理をしておりますので、これもまた後ほどごらんいただければと思います。

具体的にA案の総合区で何が変わるのかと、あるいは期待される効果について、18ページに3つ事例を示しておりますけれども、もう少し詳しくご説明をさせていただきます。前のスクリーンの方をごらんください。総合区で変わること（A案）～例：道路の日常管理、放置自転車対策というふうに書いております。現在、皆さんからいただく要望、例え

ば道路の穴ぼこができたので補修してくださいとか、放置自転車撤去してくださいという
ようなものにつきましては、区役所とは別の組織である局の工営所というところが今行っ
ております。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事となることで、住民の皆
さんからのご要望に対しまして、直接、総合区長の判断で、例えば、放置自転車の撤去回
数を見直すといったことが、より迅速かつきめ細かに対応できるようになるというふうに
考えております。なお、一番下に書いておりますけれども、総合区になりましても、予算
の編成ですとか条例といったことにつきましては引き続き市長が市全体を見据えて判断す
ることになります。こういったことが考えられるということでございます。

資料に戻っていただきまして、19ページをごらんください。次に、B案の総合区につい
てでございます。区の数に5区か8区。その場合は概ね現行の職員数から一定の範囲内で
設置が可能というふうに見込んでおります。この場合の総合区の主な事務内容といたしま
しては、新たに加わる仕事といたしまして白い星印をつけているものがそれでございます。
例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援といたしまして市立保育所の運営、あるい
は民間保育所の設置認可というものがございます。また、その下、福祉の分野では、例え
ば老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管いたします。

B案の総合区で期待される効果につきまして、これも20ページに3つの事例を示してお
りますけれども、これについてももう少し詳しく事例をご説明させていただきます。再び前
のスクリーンをごらんください。一番上にこども・子育て支援施策というふうに書いてお
ります。大阪市では、待機児童の解消ということを最重要施策に掲げまして、認可保育所
の整備などに現在取り組んでおります。認可保育所の設置に向けたフロー図、左側にあり
ますけれども、現在は②地域調整というところ、具体的には認可保育所を区内のどこにつく
るかということについては区長の仕事ですけれども、③の事業者の募集・決定については
市長の仕事というふうに分かれております。図の右側、総合区のほうになりますと、
②の地域調整から③の事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事ということになりま
す。例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設するということが期待できるのではな
いかというふうに考えております。

もう一度資料に戻っていただきまして21ページをお開きください。C案、一番事務が多
く移管される場合でございます。C案の総合区では、区の数に5区、職員数は現行より一
定増員が必要というふうに見込まれます。総合区の主な事務の内容につきまして、C案で
新たに加わる仕事につきましては黒い星印をつけております。例えば、こどもの分野では、
児童虐待対策としてこども相談センターの運営というものがございます。一番下の健康・
保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移管します。

C案の総合区で期待される効果については、これもすいません、前のスクリーンをもう
一度ごらんください。C案、例：こども相談センターというふうに書いてございます。こ
ども相談センターでは、こどもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告ですと
か相談を24時間365日体制で受け付けておりますけれども、対応が必要な事案につきまし
ては、こども相談センターとは現在別の組織であります区役所の保健福祉センターと連携
して取り組んでおります。図の右側、総合区になりますと、保健福祉センターとこども相
談センターが同じ区役所の組織となりまして、両者の連携が一層密になることで、虐待の
サインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されるということになります。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

恐縮ですけれども、また資料に戻っていただきまして23ページをお開きください。今後の検討事項についてご説明をいたします。

まず、1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする3つのパターンでお示ししましたが、どのようなエリアで合区して総合区を設置するのかを初め、総合区の名称や区役所の位置につきましては今後検討を行っていきます。

なお、米印に書いておりますとおり、合区に際しまして、現在の24区役所及び保健福祉センターにつきましては総合区役所の支所というふうに位置づけまして、引き続き窓口業務を継続することとしております。

以下、二重丸、総合区の設置に伴うコスト、具体的には職員体制ですとか庁舎、システムなどの整備に係る費用、市長の所管事項であります予算の仕組みに係る総合区長の権限につきましても、今後具体的に検討します。

最後になりましたが、11、総合区（案）のとりまとめに向けてのところですが、意見募集・説明会で皆さんからいただいたご意見や市会での議論を踏まえまして、最終的には1つの案を取りまとめまいります。

なお、最終的な1案につきましては、今回お示しいたしました3案の中から1つを選ぶということではなく、大阪市に合った事務の範囲や区の数などに関しまして、皆さんからいただきました様々なご意見などを踏まえて検討してまいります。

また、3枚ほどめくっていただいた29ページですが、ほかの政令指定都市と大阪市の行政区の数の比較、あるいは1区当たりの人口や面積、市内の各行政区ごとの人口・面積に関するデータ、数字ですが参考資料として添付させていただいております。

以上が、第2部「大阪における総合区の概案」についてのご説明でございました。

続きまして、第3部「特別区制度」についてご説明をさせていただきます。30ページをお開きください。

「ご留意いただきたいこと」というのが下半分のところに書いております。この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものでございます。旧特別区設置協定書は、昨年5月の住民投票で反対多数となりましたため、現時点での具体的な制度案はございません。これから、特別区の制度案づくりにおきまして、どのような事項について決めていく必要があるのかというイメージを皆さんに持っていただけるように、参考資料として旧特別区設置協定書や昨年4月の住民説明会で使用いたしましたパンフレット等の考え方などをこの資料ではお示ししております。制度案につきましては、皆さんからいただきましたご意見を踏まえまして、今後、検討を進めていくこととなります。

それでは、31ページをお開きください。特別区制度の概要でございます。特別区とは、一般の市町村と同じように基礎的な自治体でございます。選挙で選ばれた区長、区議会が置かれ、特別区みずからが税金を徴収し、予算を編成して、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、（1）特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23の特別区が設置されておりますけれども、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域で、政令指定都市を廃止して、特別区を設置することが

可能になりました。

次に、(2) 法律上の制度比較でございます。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市、一般的に政令指定都市と言われる制度です。そして右側が、東京の新宿区とか渋谷区とかいう特別区と言われる制度でございます。

表の2から3段目をごらんください。自治体の首長、トップでございますけれども、政令指定都市は市全体で1人の市長、おのおのが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会について、政令指定都市は市全体では市議会が、特別区では区ごとに区議会が置かれます。

4段目、主な事務といたしましては、政令指定都市も特別区もともに、一般的な市町村の事務を行いますけれども、政令指定都市は、市町村の仕事に加えまして都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち、上下水道、あるいは消防などは、大都市行政の統一性を確保するために、都のほうで一体的に行っております。

次に、課税権でございますけれども、右側の特別区につきましては、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、それをもとに都や各特別区の間で財政調整を行い、必要な金額を配分いたします。

次に、32ページをごらんください。真ん中のイメージ図でございますけれども、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれていくかということをお示ししております。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営などの住民に身近なサービスに加えまして、広域機能、例えば産業の振興、あるいは広域的なインフラの整備などの仕事もしております。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしております。大阪においては、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題というのが指摘されているところでございます。特別区が設置されますと、図の右側のほうにいきますけれども、大阪市は廃止をされ、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当いたします。そして、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事につきましては大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案についてどのような事項について検討して決めていく必要があるのかということ。また、特別区を設置するまでの手続についてお示ししております。

まず、(1) ですけども、特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を経て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会というものを設置する必要があります。次に、(2) ですけども、その協議会において、太線の枠内に記載しております特別区設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8つの項目につきまして特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、(3)、協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、(4)、特別区設置に係る住民投票が行われ、そこで過半数の賛成ということになりましたら、(5)、総務大臣の決定によって特別区が設置されるということになります。

以上が、特別区制度についての説明でございます。

次に、特別区に関しまして皆さんからご意見をいただくに当たりまして、その参考とな

りますように、昨年の住民投票で反対多数となりましたけれども、旧特別区設置協定書などの考え方につきましてご説明をさせていただきます。35ページをお開きください。

まず、そこに地図がございませけれども、(1)特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図をごらんください。その下に表がございませ。旧協定書につきましては、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区の5つの特別区を設置するというようにしてございました。それぞれの区のエリアは、特別区の区域のところに記載してございませとございませ。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄に示すように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振ってございませ。

また、各区の本庁舎、すなわち特別区役所の位置につきましては、地図のほうに記載してございませけど、吹き出しのところに区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の所在地は現在の西成区役所というふうにしてございませ。

ページの下のほうに備考欄というのがございませけれども、特別区を設置いたしましても、①窓口業務については、現在、24区役所で実施している事務は引き続き現在の区役所等で行う。それから、②町名につきましては、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でございませ。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年に実施した住民説明会での質問票への回答を引用いたしましても、当時の考え方をお示ししてございませ。まず一番上、区の名称でございませ。区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域につきましては湾岸区という名称にいたしましたこと、次に区域につきましては、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとにして、行政運営の効率性ですとか長期財政推計の結果を考慮して5案、5区の案としたこと、さらにその下、本庁舎の位置につきましては、住民からの近接性、交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に議員定数につきましては、議会のコストを増やさないという趣旨から、大阪市会の議員定数を5つの区に割り振ったことなどをお示ししてございませ。

一番下の網かけですけれども、この項目に関しまして、当時、住民説明会でいただいた主な質問・意見といたしましても、区の名称の考え方や名称変更の可否を初め、区域の考え方、区域変更の可否、本庁舎の位置の考え方、新庁舎建設の必要性、議員定数の考え方などに関するものがございませ。

次に、37ページをお開きください。(2)特別区と大阪府の事務分担についてです。真ん中の表、事務分担(イメージ)をごらんください。今の大阪市は、左側にあるように、住民に身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育など、広域的な仕事としては成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなどを行ってございませ。特別区が設置された場合は、右側の図、特別区は住民に身近な仕事を、図の下側の大阪府は広域的な仕事として、大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる事務を担当するなど、役割を明確化することとしてございませ。

この項目に関する質問・意見としては、ページの下の網かけに記載のとおり、現在、大阪市が提供している給付額、サービス水準や料金水準などの継続性、将来の特別区間の格差、現在の施設の存続や他の特別区の施設の利用の可否、支所で行われるサービスなどでございませ。

次に、38ページをごらんください。（3）一部事務組合ですけれども、これは複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たりまして公平性とか効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険事業などにつきまして、5つの特別区が一部事務組合をつくって連携を行うということにしておりました。

この項目に関する質問・意見としては、一部事務組合の設置の考え方、実施する事務数や規模などについてございました。

次に、（4）職員の移管（特別区の職員体制）についてですけれども、1つ目のポツのところですが、近隣中核市5市をモデルとございます。少し下に米印を書いておりますけれども、これは、大阪都市圏にあって30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5市の職員数をモデルに必要な職員体制を整え、広域的な仕事が大阪府に一元化されることに伴いまして、その仕事に必要な職員を大阪市から大阪府に移管するというふうにしておりました。

この項目に関する質問・意見といたしましては、職員数の増減、専門性のある職員の確保などに関するものでございました。

39ページをお開きください。（5）税源の配分・財政の調整につきましては、1つ目のひし形の四角、各特別区で必要なサービスを提供する財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合に調整する方法をお示ししておりました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪市で課税、徴収している税金を、特別区と大阪府に分けて、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は大阪府で特別会計という本来の府の税金とは別の財布で管理をしまして、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するために活用するというを示しておりました。

この項目に関する質問・意見といたしましては、特別区間の税収格差や、特別区間及び特別区と大阪府の財源配分、府の財政状況などに関するものがございました。

次に、40ページをごらんください。（6）大阪市の財産と債務の取扱いにつきましては、特別区の設置によりまして、日ごろ皆さんが利用している施設、あるいは大阪市が持っている株式などの財産がどうなるかについて示しております。①の財産ですけれども、1つ目の四角ですが、学校や公園など、住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐということにしておりました。また、2つ目の株式、大阪市が積み立ててきた基金、貯金ですけれども、これにつきましては大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて、特別区に引き継ぐこととしておりました。②の債務ですけれども、2つ目の四角に書いておりますが、大阪市で既に発行した大阪市債、いわゆる借金につきましては大阪府が引き継ぐ、その返済費用につきましては、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するというようにしておりました。

その下、（7）大阪府・特別区協議会につきましては、特別区が必要な住民サービスを提供できるよう、大阪府と特別区が対等な関係で話し合う場として、特別区の仕事に必要なお金のことや、大阪府が引き継いだ財産の取り扱いなどについて協議し、大阪府と特別区で協議が調わない場合には、第三者機関を設けて円滑な調整を図るということにしておりました。

そして、最後の（８）には特別区設置の全般にかかわっての主な質問・意見をお示ししております。

以上が旧協定書に基づく内容でございます。特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はございませんが、皆さんから今後いただくご意見を踏まえまして検討していくこととしております。

なお、41ページには参考資料として、旧協定書における特別区のイメージ、また、42ページには、各ページに記載の主な質問・意見に関しまして、平成27年の住民説明会でいただきました質問と回答を大阪市のホームページでも現在掲載しております。ごらんいただけるということを記載しております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。ありがとうございました。

（司会）

以上で説明は終了いたしました。これより約1時間、皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。冒頭お願いいたしました、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや政治的な主張など、開催趣旨にそぐわないご発言等につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

それではまず最初に、ただいまの説明に対するご質問からお受けしたいと存じます。ご意見につきましては後ほどお伺いさせていただきますので、ご了承願います。

ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私のほうから指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思っておりますので、ご発言につきましては、まことに恐縮ではございますが、端的にご発言くださいますようお願いいたしますとともに、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようにご協力をお願いいたします。

それでは、ご質問のある方、挙手願います。

じゃ、正面の方、どうぞ。

（市民）

今、ご説明を聞いたんですけれども、新聞などに報道されてるんでは再来年の秋に住民投票を実施すると。総合区、特別区に関してですね。今の話では住民投票がどうなっていくのかというのがちょっとわかりにくかったんですけれども。実は昨年5月12日に、私も大阪で生まれてずっと大阪に住んでますけれども、住民投票というのは初めての経験でした。今回の総合区、特別区についても住民投票をするというのであれば、こういうことは一生に一度か二度ある問題ではないかと思うんですけれども、まだ日時もそんなにたっていないのに、年月もそんなにたっていないのに、住民投票やるのかどうかということをお聞きしたいのと、それから昨年住民投票終わった段階で、朝日新聞の記事に、これらに要した費用が32億円だということが載ってたんですけれども、この説明会なりこれから進めていく住民投票がもしあったとしての大阪市の費用の支出というのはどういうふうになってる

かということをお聞かせ願いたいと。それから、この総合区、特別区、特に特別区ですけども、昨年廃止されたということで、この問題をめぐっては住民の中でも意見の対立があって、市民に分断と対立をあおるような、そういう制度の導入というのはいかがなものかというふうに思いますので、その辺についてお答えいただきたいというふうに思います。

(吉村大阪市長)

まず、平成30年の秋に住民投票ということなんですけれども、平成30年の秋に住民投票したいと私は思っています。ただ、それは今何も決定してるわけでもありませんし、これは実は手続というのが必要になります。市長がやりたいと言ってできる話ではありません。ですので、例えば、まずは特別区の具体の案をつくるのであれば法定協議会というのでも開かなければいけない。それを開くという意味では議会の同意がないとそれを開くことはまずできません。それから、その次に協定書というのを全部作成した段階で、成立した段階で、議会の同意を得て、それから総務省にもオーケーというのをもらった上でないと住民投票するというのはできない。幾つかの手続があります。だからその手続について、今の段階でこういうスケジュールでということをする訳にはできませんのでね。ですので、平成30年の秋に住民投票したいというのは私の思いですけども、具体的な行政的なスケジュールというのを今お示しすることはできるような状況ではないというのが現状です。

費用がかかったということなんですけれども、この住民説明会にかかる費用というのは、具体の額は行政の担当職員から説明させますけれども、僕はこういったことにかかわる費用というのは必要な費用だと思っています。大阪のこれからの将来、それから今の住民サービスということを支えているのは役所がやっていますから、その役所がどうあるべきか、よりよいものを目指していくというのは今の市民にとっても将来の市民にとっても僕は大きくプラスになると思っていますので、それはいわゆる行政をやっていく上のコストとして僕は非常に重要なものだというふうに思っています。これは意見の違いもあるのかもしれませんが、今の大阪市のままで全く問題がないんじゃないかという人にとってはこれは全く無駄なコストと思われるかもしれませんが、僕のように制度の改革が必要だと思ってる者にとっては、やっぱりこれがひいてはプラスになると思っていますので、それは必要なコストだというふうな認識をしています。

それから、住民分断を招くのはいかがなものかということなんですけれども、この制度、今までの制度の仕組みというのを変えていく上で住民投票という制度があって、これがすなわち住民を真っ二つに分けるというふうなものでは僕はないと思っています。この制度を最終的に決めるのは住民の皆さんだというふうに思っていますし、それは皆さんの意見を最終的に問うというのが大事なことだというふうに思っています。それによって住民側も真っ二つに分かれて何も進まなくなるというものではない。最終的にはこれ民主主義ですので、皆さんの最終的な判断というのを問うというのがむしろ僕はあるべき状態だと思っています。今現に大阪市と大阪府の二重行政だってあるわけですし、分断、分断という、その分断というのはどこをもって分断と言うのかなと思うんです。それは意見の意思を表示することなので、僕は分断じゃなくて、むしろ参加できる機会だと僕は思ってるんですけども、それも立場の違いがあるのかもわかりません。今の大阪市のままで全く問題なくて変える必要ないんだと思われる方は分断だと思われるかもしれませんが、新たなものを目

指していく上で、最終的にはこれは行政の長の意思だけで決めるというほうがよっぽど僕は危険だと思ってますので、皆さんの意見を投じること、判断できる機会というのがあるのはむしろ僕はいいことだというふうに思っています。

(水守副首都推進局制度企画担当部長)

そうしましたら費用面のことについてご質問ありましたので事務局のほうからお答えします。

まず最初に去年の住民投票の話ですけれども、32億というのは大都市局、当時かかわった職員の人件費も全て含む額でございました。今度、住民投票やったらどれぐらいかかるのか、これについては今のところ全く何も決まっておきませんので、額としては今どうこうと言える状態にはございません。それから、住民説明会、この説明会ですけれども、一応当初予算額ということで議事録の作成ですとかいうものの費用として499万8,000円を予算に計上しております。会場設営等につきましては職員のほうの人力でやるということで、できるだけコストを抑えるということでやっているところでございます。

(司会)

それでは、次の方、挙手を願います。

一番そちらの水色の服を着た男性、お願いいたします。

(市民)

私、〇〇〇と申します。元大阪市職員です。

今市長がお答えになりました。今、皆さんもご存じのようにイギリスでEU離脱の投票がございました。これでも選挙結果、離脱という形で決まりました。EU諸国もそういうような形で認めていこうという形で、これは反対に民主主義なのかなと。ところが、今市長がおっしゃってた、市長さんになられて、自分はそうだと。それで今まだ進めようとしてる。総合区、特別区を出すということは、反対に住民投票が必ず要るわけですから、それを主張されると。ちょっと今の説明では、私自身は我田引水な説明かなと思っておりますけどね。それはさておいて、次の30年やったら30年、31年でもよろしいけれども、次のそのこのほうで一応決着をつけようとしてるのかどうかということをお聞きしたいなと。いつまでもそういう形でこんなことを繰り返すということは民主主義の観点からもおかしいかなと思っております。

もう一つ質問なんですけれども、前の説明会で、当初、大阪都構想について説明するという形で前市長述べられて、4年間、3年何カ月ですか、楽しみにしておりましたけれども、当初、例えば区政だよりか市政だよりか何か説明があっただけで、直近までそれに対する説明はほとんど市民に対して説明がなかったかなと思っております。具体的な説明をね。それで、直近になって、案が決まりましたよという形で出したと。この説明ですね、これが市民がわかるような説明なのかということですね。今も反対に資料の中でいろんな指摘事項もあるけれども、それに対する回答もなされてない部分もあります。私いつでも考えてるんですけれども、大阪市は実際問題特別区になった時、市長の権限と特別区長さんの権限で、確かに新しい区長さん、住民に身近な存在にはなります。それは確かにそう

ですが、反対に財源ですね。財源が反対に自分の実現できる財源とかそこらのほうが確保できるのかということをおははつきり言って疑っております。反対に今まで、以前の大阪市、いわゆる事務事業も取り返しですね、いろいろ集約化しました。今後は反対に5つに分割されるわけですね。大きな形で。

(司会)

もうちょっと端的にお願いできますでしょうか。すみません。

(市民)

そこの方についても詳しい形で説明をしていただきたいなど。その辺についてどういう形で説明していかれるのか。きわきわで出されても、それは市民がちょっとわからんのかなと私自身は思っております。その辺についてどういう形で今後説明されるのかご説明願いたいなと思っております。

(吉村大阪市長)

まず1つ目の次の住民投票で決着をつけるおつもりなんですかということのご質問ですけど、僕はそういうふうを考えてます。その手続、過程において、今の大阪市の制度のままではよくないと思ってます。ですので、この総合区についても僕はベストな案をつくりたいと思ってます。これは本当にそう思ってます。特別区についてもベストな案をつくりたいと思ってます。これはどちらも本当にそう思ってる。最終的にやっぱり市民の皆さんに僕は判断してもらいたいと思っております。そのどちらかについて最終的に市民の皆さんの判断をあおぐ、それで最終決着をつけたいというふうを考えてます。ただ、これは先ほど申し上げたとおり手続がありますので、そういった手続を経ないとそこまでは行かないですけれども、それは何度も何度もということは考えてないです。次、最終決着をつけたいなというふうには思ってます。それは知事とも一緒に話はしてます。

それからもう一つ、僕自身が選挙でも特別区の修正する案をつくらせてほしいというのは訴えましたのでね。これ反対を投じた方も賛成の方もそれはちょっとおいといて、事実として僕はそれを訴えて、そういう思いで立候補してやりましたので、それで市長になってるということもご理解いただきたいと思えます。反対でもいいんです。反対でもいいんですけれども、そういう思いでやっていると。そして選挙も経てきたと。選挙終わって急に言い出してる訳でもない。選挙前に言わずにして市長になって、その後市長になってから急に言い出した話ではないということをご理解いただきたいと思えます。選挙という民主的な手続を経て今ここに来てるということもご理解いただきたいと思えます。

それからもう一つ、市民に対する説明どうするのかということなんですけれども、これはその制度については非常にわかりにくいとは思えますので、こういった説明の場というのは積極的に設けていきたいと思ってます。今回もお越しいただいた皆さんいろんな考え方の人集まってると思うんですけど、本当に感謝してます。というのは、何も住民投票があると決まってるわけでもない状況の中で、制度の説明ってはっきり言っておもしろくない話です。具体的な政策だったら、例えばこんなこども政策しますから子育て世代集まってくださいというのではなくて、ちょっとわかりにくい制度で皆さんにこうやって集まっ

ていただいているのは本当に感謝だなというふうに思っています。総合区についても特別区についても制度なのでわかりにくいんですけども、できるだけわかりやすく説明することというのを心がけていきたいなというふうに思っています。

最後の財源のところについては、特別区がありませんので、今ないから何とも言えないですけども、財源についてはしっかりと特別区が確保して、住民サービスをこういった範囲でしますよということができるような制度設計をしていく必要があるだろうなというふうには思います。これはちょっとこれからの話になるというふうに思いますね。

(司会)

恐縮ではございますが、マイクをお持ちの方以外のご発言は控えていただきますようお願いいたします。

それでは、次、質問のある方。真ん中の男性、今手を挙げられた緑色の方お願いします。

(市民)

今日、西今川から参りました〇〇と申します。

2点お伺いしたいんですけども、総合区の話ですね。総合区の事務が増えるのに伴って費用もかかってくると思うんですけども、予算の配分というのかそういうのは、区ごとの配分というのかどういうふうな形でされるのかということと、住民投票の選択肢ですね。前回の住民投票の選択肢は特別区設置するかしないかの2択だったと思うんですけども、今回する住民投票の選択肢はどういう選択肢になるのかということ。2点お伺いしたいです。

(吉村大阪市長)

まず、予算の配分ですけども、これはそれぞれの総合区にどういった事務をやってもらうのかということによって変わってくるかと思うんですよ。例えば16ページに、ちょっと16ページを開いていただきたいんですけど、それぞれA案、B案、C案とありまして、現行の事務に限定事務を足したもので、それからB案は一般市並みの事務、C案は中核市並みの事務ということで、A案、B案、C案で分けてます。このA案、B案、C案、これから皆さんの意見をお聞きして、あるいは市議会でもいろんな議論を経て行政的な案をまとめていきたいと思うんですけども、そういった中でそれぞれのどの案が適切かというのを確定させれば、その総合区にはきちんとその事務を実行できるような予算を配分するというのは必ずやっていく、そんな制度にしていきたいと思っておりますし、そうならなければならないと思っております。要は事務をやる以上予算が必要ですから、その財源というのは当然配分していく。ただ、そこは今の大阪市の中から予算の配分を決めて渡していくという、予算は大阪市1つになるんですけども、枠組みとしてはそれぞれの総合区役所が事務をできるような一定の予算の範囲というのか、それは決めていくということになるかと思っております。

ここで注意しなきゃいけないのが、総合区にできるだけ権限を多く持っていく。仮にこれが区数が増えていくとなると、表にもあるとおり人が増えるという話になります。専門的な人であったりやっていく人というのが必要になってきますのでね。そうすると、その分必要な経費は増えます。ですので、そうなってくるとどうなってくるかということ、今僕

が市長として予算を編成して、例えば借金であれば1,000億円ぐらい減らしてとかいろいろやっていますけど、コストというのはちょっと上がってくるような大阪市全体の予算にはなってくると思います。ちょっとコストは上がるんですけど。人が増える分ね。ただ、それは、その分行政サービスを充実させるというのでプラスという評価になるのかなと僕は思っています。常にコストというのはつきまといますのでね。それが嫌だということであればできるだけ総合区に渡す事務を減らして行って、しかも区数（正しくは区）も大きくすれば、人員という意味ではコストが削減できると。そこのバランスになってくるだろうなというふうに思います。いずれにしても人が増えればコストが増える。事務が増えればコストが増える。それについては今の大阪市の中で、今赤字も減らして行ってはいますが、その割合がちょっと遅くなったりすることあるかもわかりませんが、そこは最終的にどれがいいかという判断をしていくことになるのかなというふうに思います。

それから、住民投票の選択肢ということですが、これ自体は先ほど言ったとおりのよりベストな総合区案を最終つくっていきたくて、ベストな総合区案、それからベストな特別区案をつくっていきたくて、それぞれの総合区案、特別区案、この2つについてご判断いただきたいと、これは僕はそういうふうに思っています。総合区か特別区かどちらかを選択するというご判断の機会を得るような、そういうところに最終的に住民投票に持っていきたくてというふうに考えています。ただ、これは先ほど申し上げたように手続がありますのでどうなるかわからないですけども、2つのベストな案をつくってどちらがいいかのご判断をいただきたいというふうに思っています。

（市民）

ということは今までどおりというのはなくて、どちらかになるということですか。

（吉村大阪市長）

僕はそこに目指していきたくて、今のままの制度でいいと思いませんので。ただ、これは最後住民投票をやるというところまでさっき言った手続がありますのでね。その手続を経ることができなければそこに行かないですけども、その手続を経た上で最終どうなるかといえば、僕は今のままという選択肢ではなくて、ベストな総合区案と、それから特別区案、この2つどちらでいきますかという選択をしていただきたいと思っています。それが最終決着としてやっていただきたいと考えています。

（司会）

それでは、次の方、挙手を願います。

それでは、その女性の方、お願いいたします。

（市民）

8月31日の此花区の説明会の時にもネットで視聴させていただきまして、それに兼ねてのことをちょっと言わせていただきたいと思うんですが、きょうの説明でも総合区案というのが全くわからないままでこちらに説明を聞きに来て、かなり早口で全然頭に入ってこなかったというのが正直な感想なんですけど、総合区案の提案されてる側の方が、実はちょ

っと報道で聞いたんですが、独自に説明会を開くということがあって、どうして提案者の方がこの場と同じような舞台上がってこれないのかということをもっとお聞きしたいというのがあります。前回の此花区の説明会で質疑応答のときに資料のほうを全戸配布にできないものかという意見があったんですけども、それに対して市長が、全戸配布はコスト上難しいというふうに仰られてたのをちょっと記憶してるんですけども、そこでなんですけれども、この説明会自体を、やはり周知不足か何か知らないけど、知らない方というのはやはり多くて、それに向けてのちょっとした簡単なチラシでもいいので、何かちょっとその内容について概要をちょっと書いて、全戸配布で周知を兼ねて、この説明会が実は開催されてます、大阪市民の方は参加可能ですとか、あとこの資料についてはネットでも資料は取り寄せられますし、区役所でも配付してますということを書いたら、関心を持ってもっと意見が集まるんじゃないかなというふうに思ってるんですけども、あとこの説明会自体も、質疑応答がどうしても1対1という感じで、本来ならもっとほかの方、市民、区民レベルで意見をやりとりしてやってやったほうがいいような気がするんですけども、どうしてもこういう大きな会場になると時間の制約もあるし人数も多いしということで、区長さんレベルで考えてほしいことなんですけれども、小さなコミュニティで、ぜひこの説明会と並行して、区政会議よりもちょっと小さなコミュニティでもいいので、市民、区民同士で、この意見を交換できるような形でさらに局の人とかに質問できるような、そういう場を設けていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

(吉村大阪市長)

すみません、まず早口で全然わからなかったということですが、僕ですかね。僕が速かったですかね。

(市民)

両方。

(吉村大阪市長)

両方。ちょっと話す内容を考えます。これから。どうしても正確に伝えたいとか思いが入ると長くなっちゃったり早口になっちゃったり、僕もそういうところあるんですけど、特に行政の職員は本当にまじめで、とにかく正しい情報を正確に伝えたいという思いがあるので、時間内にこれだけしゃべらなきゃいけないという思いでぱってって、結局伝わってないということもよくあるので、ちょっと中でまたそこはいろいろ、伝わらないと意味がないので、ちょっとまた修正するようにしていきたいと思います。

それから、独自に説明会を開くという情報があって、一緒にやらないのかということなんですけれども、この説明会自体は行政の説明会で、どこかの特定の政党の説明会ではないということなんですよね。ですのでその中で議会が入ってきてというのは、立てつけとしてはあるのかもしれないんですけども、今回は行政としての説明会としてやっています。それぞれの政党というのは、政党自体も市民から選ばれてますので政治団体なんですね。政治団体って基本的に自由に政治活動していいということになってます。市民の皆さんが選ばれてる代表ですからね。ですからどんなやり方でも自由にやっていいということなんです。

ので、それはちょっと行政としては、それをやられるというのであれば、それをああだこうだというのは言えないということ。各自の政治家が自分の判断でやっていく、政党が自分の判断でやっていくということ。ちょっと切り離して考えていただけたらなというふうに思います。

それから、広報活動についてもっと、少なくともチラシだけでも全戸配布したらどうかということ。ホームページは確かに経費もかからないので全部情報をどんどん発信してるんですけど、紙媒体でやっていくということは確かに費用がかかります。ただ、仰ってる通りできるだけ多くの人に周知することをよく考えろというのはまさに仰る通りだと思いますので、それもちょうとまた役所の中で少し考えたいなというふうに思います。

あとは、こういう大規模でやると大人数でなかなか座談会のような形にならないんじゃないかということなんですけれども、これは、それぞれの政党でというのはよくあるのかな、これからもやるべきなのかなというふうには。議員たくさんいますのでね。市長は僕1人ですけど、議員86名いますから、それぞれの政党には主義主張がありますからやればいいのかというふうに思うんですけど、行政としてやる分にはどこまでできるのか。そういった意味で区役所の中に副首都推進局という組織もないですし、区役所というのはやっぱり正直出先のような形でやってるといのが実態でして、なかなかそこまで組織も整ってないということもありますので、いわゆる実態としてそれがどこまでできるのかなというのは正直あります。ですので、この中身というのは当然政治家であれば、議員であればすぐわかる話ですので、それぞれの政党、主義主張がありますから、もっと小さな単位できめ細かくやっていくべきなんじゃないのかなと思うんです。それはそれぞれの政党の判断にはなります。だからちょっと区役所単位で座談会というのはちょっと難しいのかなと。実態、中之島1局でやってますのでね、正直なところ。でも、できるだけ皆さんにわかりやすくなるようにそこは心がけていきたいと思います。

(司会)

進行の都合上、申し訳ございませんが、一旦質問は以上とさせていただきます、これからはご意見のほうを頂戴したいと思います。ただ、もしご質問がございましたら、その際にご遠慮なくおっしゃってください。

それでは、総合区制度、特別区制度に関するご意見を頂戴したいと存じますので、挙手をお願いいたします。

(吉村大阪市長)

質問でもいいですよ。時間の範囲で答えますので。

(司会)

じゃ、こちら奥の列の白いシャツを着た男性の方。

(市民)

恥ずかしいので座ったままでいいですか。

今日の主催は副首都推進局が主催をしておられるということなんですけれども、前回住

民投票で否決されたときは都構想と。今回、看板を副首都と変えられて、どちらにしても大阪市を解体するんだという方向性を持った局ではないかなというふうに思っております。それで、1つ質問なんですけれども、前回の都構想というのは大阪市を解体して東京と同じような特別区に大阪市を解体するよということが鮮明に出ておったんですが、今回副首都という形で看板が変わったんですが、この副首都というもののイメージがもうひとつよくわからないのですが、これをまずちょっとひとつどんなものかということ、市長、具体的に教えていただきたいんですけれども。

(吉村大阪市長)

まず副首都については、今副首都推進本部で具体的に意義とか役割とか話し合っ、現在中間取りまとめをする議論の最中の状況です。イメージとして思っていたきたいのは、東京一極に対してですね、例えば東京が大きな問題があったときに、じゃ、どこでバックアップ機能を有するのか。日本の東西の中でもう一つの一極を担うにはどのような機能が要するのか、どのような制度が必要なのか、そういったことを目指していくというのが大きな意味での副首都だというふうに思っていたいていいのかなと思います。具体的な詳細については中間取りまとめをしていますので、そういった位置づけで考えてもらえたらいいんじゃないのかなと思います。看板のすげかえとかそういうことではありません。

(市民)

今の話によりますと、いわゆる東京都がもしも何かがあったときに、そのバックアップ体制を大阪府、大阪市が担うんだということ、この話は以前から随分前からあったんですけれども、そのために大阪市を解体しなければいけない、あるいは総合区にしなければいけないというような理由づけとは全く関係がないんですけどね。

(吉村大阪市長)

そのためにということがまず、そこで論理づけられてるんですけれども、副首都というものに対してどういった大阪の制度の仕組みとしてふさわしいのか、いわゆる大阪の制度のあり方なんです。大阪が成長するための制度のあり方。住民自治、いわゆる住民の皆さんの身近なところで行政サービスを充実させるにはどうしたらいい、今の制度と比べてよりふさわしいのかという制度のあり方ですので、そこはもう分けて考えていただいていいのかなというふうに思いますね。今完全に引っつけて考えられてますけど。

(司会)

多数の方が手を挙げられてるので、次のタイミングでお願いいたします。申しわけございませんが。

後ろの灰色の服の男性の方。1問でお願いいたします。

(市民)

現在私は大阪市内の公立中学校で教師をしています者なんですけれども、日々教育現場

で働いている中で、1つの教育委員会が、中学校、大阪市内130校あるんですけれども、それを運営管理していくのはちょっと厳しいんじゃないかなと。もっと地域のニーズというのがあるので、その中で予算とか制度があればいいのになと日々感じてます。そこで、総合区や特別区になると、現在の公立小中学校で何が変わるのかとか、具体的なことで今わかっていることを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

(吉村大阪市長)

まず、教育委員会については仰る通り1つの教育委員会で中学校は130校みてるということ。小学校であれば300校。全部足したら500校近くのを1つの教育委員会で管轄してるということです。これを特別区ということになれば、特別区ごとの教育委員会になりますので、5つの特別区であれば5つの教育委員会、6つであれば6つの教育委員会、そういった制度になってきます。ですので特別区の中で教育委員会がどうあるべきなのかという、そういった、より身近になるのかなというふうに思います。

総合区については、教育委員会自体は1つです。大阪市は存続していますので1つの市に教育委員会は1つということになるのかなと思います。その中で、どれだけ皆さんの近いところで教育行政を判断するのかということの分権型の教育委員会という仕組みもやっぱり構築していかなければいけないと思いますが、最終的には1つの教育委員会で判断していくということになるのかなというふうに思います。具体的に中学校の事務がどうこうというのはこれからの制度設計していく中で具体的な詳細には設計をすることになってくるとは思うんですが、大きく教育委員会が決めてますのでね。先生だからご存じだと思うんですけど。それについては特別区ごとにやるのか大阪市1つでやるのか。総合区でやると大阪市1つでやるということになるかだと思います。ただ、今でも教育委員会の中で分権型の教育委員会の仕組みというのはやらなきゃいけないんじゃないのかなという意見もよく出てますのでね。総合区になっても大阪市の教育委員会は1つですけども、よりそれを近くのところの分権型の教育委員会のような制度ができないのかなというのは、僕もそういう意識は持って行ってます。

(司会)

引き続きご質問は1つずつでお願いします。また、ご意見もよろしくお願いします。

じゃ、そちらの赤色の女性の方。

(市民)

今、自分も含めて会場を見ますと割と年配の方が多くて、実は21世紀、この市を託すのは今の子どもたちだと思うので、本当はもっと若い方がたくさん来てほしかったなと私自身は思っています。その若い方たちが元気で明るく楽しく生きていってもらうのがこの行政改革の私は目的だと思っているので、ちょっとご年配の方々のご意見が、確かに大阪市の解体するというのは非常に不安が大きいです。皆さんがいろいろおっしゃるのはきっと不安から来ると思うんです。私自身もそう思っています。1つのギャンブルではないですけども、チャレンジをするご意見の提案だと思っています。その中で具体的に気になってるのがやっぱり1つは区の格差。前回、住民投票のときにある方がおっしゃってたのが、

今の例えば天王寺区と阿倍野区みたいなところで、同じ商業区なんだけど区割りがされる。そういうところの例えば将来区長さんが全然別の政党から出てきたときに、一緒にやっていけるのか。それで、大阪市を解体していい方向に進めるのかどうかみたいなこと。それから、私個人は大阪市何々がなくなって大阪府南区とかになったら、何かすごいあっさりしてるなど。もうちょっと大阪市だったらしいかっこいい名前になれへんのかなど。せめてそんなことでもあれば将来の不安、明るい大阪を考えようとしてるんやということがもっと市民に伝わると思うんですね。だから行政マンは皆さんまじめで賢いかもしれませんが、大阪らしいもうちょっとおもしろい楽しい、みんながわくわくするような方向性をもうちょっとつけ足してもらえませんか。

あと、お金の問題が一番大きいです。

(司会)

すみません、ちょっと今2点おっしゃられたので……

(市民)

あともう一つ気になるのは税収、地方交付税。大阪市がもらってるのがどうなるのか。そこもちょっと気になるところで。たくさん言ってごめんなさい。よろしくお願いします。

(吉村大阪市長)

ご意見というか、そのご意見はその通りだなというふうにいろいろお聞きしてて、期待が持てるような、希望が持てるような、熱量が伝わるようなものというのが全然ないじゃないかというのは本当にご指摘を受けて、これから、まだ特別区というのは具体的な区案というのが、中身を制度設計する段階ではありませんのであれですけれども、そういったご意見を踏まえてしっかりと、より若い人にとって将来期待が持てるような、そんな案ができるようにしていきたいなと思います。具体的な財源とか交付税とかというのは、前の制度設計案でもそれぞれ財源の調整をするような仕組みをちゃんとつくりましょうよということで一応制度設計しておったんですけれども、これについて総務省もそれでいいよというふうに言うておりましたけれども、なかなかどうしてもほかのところと見て区割りがおかしいんじゃないかとか、財政調整これで本当にできるの、けんかしたらどうなるのというところについて十分な説明をし切れないところもあったんじゃないのかなというふうに思ってますので、次、案をつくる時はしっかりそこもクリアできるようなものを目指していきたいなと思います。

若い人も来てほしいんですけどなかなかね。これ本当に難しいんですよ、若い人に政治参加してもらうというのは。本当に僕はどんな政党でもいいと思うんですけどね。恐らくどの政党でもそうなんじゃないですかね。若い人に政治に興味持ってもらうというのは本当に難しく、なかなか来てもらえないという実態もあって、ちょっとそこはしっかり若い人も参加いただけるようなことが何とかできないのかなというのはこれからも考えていきたいとは思いますが、仮にこの場になくても、僕は大阪の将来というのを考えるときに、若い人がやっぱり支えていきますので、そういった人たちのことも考えた政治、行政というのをやっていかなきゃいけないなというふうに思ってやっていきたいと思っています。

(司会)

それでは、次の方、挙手を願います。

じゃ、こちらの左の列の女性の方、お願いいたします。

(市民)

すみません、こんな初めて発言するんですが、先ほど男の方が総合区、特別区以外にはないのかと聞かれて、私たち大阪のおばちゃんの発想なんですけれども、今の24区でいいやんと思うところもありますねん。24区でいいやんという意見は、総合区ですか、特別区ですかと聞かれたときに、どこへも手を挙げられへんと思うので、市長さんも今の区では不備であるとおっしゃるんですけどね。もっと、区長さんもはじめとしてみんな一生懸命仕事してくださってるのに、さっき何か工営所とかがうまく回らないから、保育所がうまく回らないから、総合区になったらもっとスムーズに行くよとおっしゃったんですけどね。今の区の割り方の中でスムーズに行くやり方って、これだけ賢い推進局の方が来てはるのに、考えていただけたらいいのになって。でないと、2つしかないよという、また市長さんは住民投票30年ぐらいにやりたいよとおっしゃってるんですけどね。私はやっぱりそれやったらまた自分たちの住んでるところがどうなるの、まだ5つも区がひつつくのとか、そんな不安いっぱい前持ちましたよね。そんな中で住民投票の結果が出たのかなと私は思ってるんです。だからやっぱり今の24区はペケやと言わないで、その中でどういうやり方があるのかなということをしてもらわへんかったら、総合区、いい案つくりますよ、特別区ももっと頑張りますよと言ってもらっても、何か前へ行かへんなど私は思っております。

(司会)

すみません、今のはご意見ということで承らせていただきたいと思います。

それでは、次の方。最前列の男性の方、眼鏡をかけた方。

(市民)

すみません、意見なんですけれども、いろいろ説明聞いてても、多分かなりの住民の人が、今の少子高齢化、人口減少起こる中で、政令都市の制度というのが疲労こんばいしてるんだという説明がわかってない方が多くおられると思うんです。僕自身も都構想賛成なので、要は今の少子高齢化、人口減少があるために、今の行政のままじゃ、政令都市の制度じゃ、うまくこれからやっていけないんだという説明をもっとしていただけたら、この特別区、総合区にしても説明がわかりやすくすんなり聞き入れられるんじゃないかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(司会)

ご意見ありがとうございました。

それでは、次の方。そっちの水色の服着られた男性の方。

(市民)

質問させてください。11ページなんですけどね。総合区のことを書かれてるところなんですけれども、そこで議会の同意を得た特別区の区長さんが予算意見具申権を行使できると書いてあって、それを使ったときに吉村市長に何か言ってきたとするじゃないですか。そしたら、吉村市長のほうではどういうことをするのかしないのか、そのあたりどうなってるのかというのを教えてください。

(吉村大阪市長)

まずこの予算の意見の具申を受けたときにどうするかというのは、最終に判断できるのは市長ですから、それを受けるか受けないかというのは、最後は市長の判断になると思います。だからもし仮に、バーチャルですけれども総合区が今できたとして、総合区長から僕が意見具申というのを言われたら、それはその場で是非については僕自身が判断することになるかと思います。ただ、ちょっと違うのは、総合区長というのは議会の同意も得てる総合区長ということになりますので、その重みというのは当然大きくなりますから、市長として判断するときも、議会の同意を得て特別職となってる、特別職というのは例えば副市長とかも特別職なんですけれども、そういったエリアを管轄する総合区長の意見ということになれば、これは市長としても受けとめとしては、今の例えば区長から受けるのと比べれば断然違う重たさにはなるのかなと思います。意見具申権の中身って何なのということは、実は法律にも書いてなくて、これはちょっとこれからの制度設計になるのかなというふうに思ってます。

(司会)

それでは、次の方。

じゃ、今紙をお持ちの方。

(市民)

今日の説明会のパンフレットのところに総合区・特別区の説明、意見聴取と。僕は同列に扱ってることが大体おかしいと思います。全く同列に扱ってるのはおかしいと思います。特別区はやっぱり一旦否決されたものです。僕は総合区については大変関心があります。総合区については。そして、ただ、今僕らの周りでも、今の行政区でもっと権限と財源をおろしてほしいというのがみんな思ってることです。公園つくることにしても、東住吉区は文化ホールがないということでも、今の東住吉区をもっと権限と財源を広げてほしい、充実してほしい。そして、例えば飯田市にはまちづくり委員会とか地域協議会ができて、新潟市では区の自治協議会というものをつくって、そしてその地域のみんなの意見をまとめて市に実現を迫っていくという制度があります。そういった方向を先にやってほしい。もちろん総合区についてはゆっくりやったらいいと思ってます。でも、再来年選挙するかそんな慌ててばたばたすることやなしに、今の行政区をぜひ充実させる方策を提案してほしいというふうに思います。

(司会)

ご意見ありがとうございます。

それでは、正面の水色の服着た男性の方。

(市民)

今の方のご意見に賛成でございます。前回ですね、特別区は住民投票やりましたが、非常に提案は乱暴でした。区割りにしても大阪市の予算にしても、1局に吸い上げる、その説明が非常に拙速でした。今回また総合区があると聞きました。これ新しい提案です。まだまだ我々に提案する段階にはなってないと思いますよ。我々にとっても、例えばどの区と一緒にするか、これだけの大問題なんです。今仰いましたようにやっと区長さんの顔が見えるようになりました。区政会議も出てきました。しかし、もう一つ押したら区民協議会とか、もっと区民が気楽に参加できるそういうシステムができるんじゃないか。そして予算も住民サービスにふさわしいのに、住民が提案できるような組織ができないのか。そういうのを考えますと、2年後にどちらか決めろって、こんなむちゃくちゃな提案私は反対します。2年後だったら両方アウトですよ。本当にこれから100年、200年のシステム変更を、やっぱりこれは住民が納得するまで議論させてください。そういう場を与えるならば、私は大賛成ですけれども、こういう一方的に、まだ練られてない案を我々に提案する、特別区は否決されたのを修正しないで出してくる、それでどっちか決めてしまえって、そんなむちゃくちゃなことはありません。私は2年後に決着つけることについては絶対反対です。

(司会)

ご意見のほう頂戴いたしました。ありがとうございました。

それでは、次の方挙手を。じゃ、こちらの男性の方お願いします。

(市民)

私は大阪がもっと活性化になってほしいという一人なんです。僕は生まれてからずっと大阪に住んで大阪で大きくなったんですけど、最近、ここ数年、何か知らんけど大阪が地盤沈下してきているように思うんです。その原因というのはやっぱり経済が下火になってきているということがありますし、経済が下火になってきたら当然会社からの税金等が入ってくるのも少ない。少なくなれば当然活性化にもブレーキがかかるということで、何か大阪をもっともっと活性化していただきたいということは、やっぱり大阪府が広域のこれをしていこうとかいうようなところをもっと前出しというんですか、前もってやっていただきたいようなことが必要かと思うんです。そのやっぱり大阪の府と市の二重行政みたいなものが足を引っ張ってきたというふうなことで、それで地域は、住民は住民でまとまりやすいような形で総合区、特別区みたいな案が出てきたと思うんですけど、その中で、ちょっときょうの説明だけの判断なんですけど、総合区というのは何か知らんけどまた市長さんと議会と総合区長さんの間で意見が対立してなかなかスムーズに事が運ばないと思うんですけども、そこら辺についてスムーズにいけるようなこれからの案というのがあっていいんじゃないかということなんです。

(吉村大阪市長)

基本的な思想として総合区案は最終的には市長が決めるということになりますのでね。例えば二重行政の点についても大阪府と話し合いとなりますから、基本的に話し合いです。話し合いで物事が解決する。そこを性善説として捉えるかどうかというところ。これは考え方だと僕は思ってます。片や特別区は制度自体を変えるということ。だから大きな思想の差というのはあると思います。どちらかが選択されればそれに基づいて、選ばれた政治家がその制度の中でやっていくというのがベストだと思うんですけども、ただ今の制度と比べたら、これから制度設計していく、今日は概要の説明ですのでね。どちらかを選択してくださいとかそんなんじゃないですから。だけれども、大きな背景としてはそこにあります。例えば、今僕と松井知事が話し合いをして、現にいろんなことを進めていって、進んでいってます。これをこれからも続けろよということを皆さんの考え方とするのか、それとも、今松井と吉村は話し合ってるけれども、違う方向向いたら駄目なんじゃないの、制度自体を変えるべきなんじゃないか、これはもう僕は思想かなというふうにも思いますので、制度自体を変えていくのか、それとも話し合いというかそのところを重視するような仕組みにしていくのかという大きな背景があるのかなというふうに思ってます。いずれにしても選ばれた制度の中でしっかりやっていくのは政治家の役割なのかなとは思いますがね。

(司会)

それでは、時間も残り少なくなってまいりましたので、できるだけ端的にご意見、ご質問のほうをお願いしたいと思います。

では、挙手をお願いします。一番端の紫色の服の方をお願いします。

(市民)

この間の市長選挙で吉村市長、松井知事が当選したということは、改革を進めてくださいということです。悪いんですけど、私も60過ぎてますけど、高齢者の方は反対が多いです。1つ聞きたいのは、選挙権18歳になりましたね。今高校生、高1、高2、高3の方はこのホウの説明はどういうふうにするんでしょう。学校の中ですか。30年に選挙するということは、高1の方も選挙権があるので、その考えはどうでしょうか。

(吉村大阪市長)

まず、具体的な制度ができる中で、説明会は別に未成年の方も入っていただいても構いませんので、本当にどんどん入っていただきたいと思うんですが、より制度が具体的になってくればもっともっと皆さんと接する機会とか広報の機会とか増やしていきたいというふうに思ってますし、恐らくメディアもそういうふうになってくるかなと思います。

学校の中での教育という意味でいえば、現状は本当に選挙に行って、主権者教育というんですけど、選挙に行ったらちゃんと主権を行使しましょうとか、普段の生活というのは政治に、行政にかかわってるんですよというのを何とか増やしていってます。今現状正直そのレベルです。これもっと高めていかなきゃいけないなと思うんですけども。ただ、これ、今までそんなことすらなかったですからね。例えば大阪市だったら出前講座といっ

て、大阪市立の高校に出前講座でそういう主権者教育をやったりもしてるんですけども、何とか若い人にも、一番かかわってくることでありますから、興味を持ってもらいたいなという思いはあって、できる範囲のことで今進めてるとというのが現状です。前の参議院選挙でもかろうじて大阪は平均を超えましたので、そこはまだ18歳、19歳の投票率がという報道がきょう流れましたけれども、もっともっとやっぱり若い人には政治参加していただきたいなと思います。なかなか無関心ではいられても無関係ではられませんのでね。ですので若い人にもぜひ政治参加してもらえるように、教育においても、別にどこの政党、一党一派とか関係なく主権を行使するということについての教育というのは充実させないといけないなという問題意識は持っています。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いします。

じゃ、真正面の白い服着た男性の方。

(市民)

今市長も若者のことをいろいろおっしゃってたんですけども、今、国の借金1,000兆というのはありますけれども、そういうのはほとんど我々年寄りの年代が作り出したものだと思うんですよ。それでなおかつこれからの行政のあり方もその年寄りを中心になって決めるのかというのはちょっとおかしいと思うんですよ。ぎりぎりですべて特別区は否決されましたけど、統計的に見ると若者のかなりの人たちが賛成してたと、そういうことがありますよね。ですからやっぱりもっと若者の意見が聞けるように、大阪市というのは大体やり方が地味ですから、そういうアピールの仕方をもっと、アニメを使うとか、それとかアイドルグループを使うとか、そこら辺多少金使ってもいいから若者の意識をもっと高めるような方策を考えていただきたいと思います。

(司会)

ご意見ありがとうございます。

それでは、まことに申しわけございませんが、もうお時間のほうが終わりの時間が近づいてまいりましたので、最後にあとお一人ご質問、ご意見お受けしたいと思います。

じゃ、真ん中の白い服の男性の方。

(市民)

意見です。約2週間ほど前、この場所で天王寺大和川線計画の建設局の説明会がありました。この話をなぜするかといいますと、今できることもあるんじゃないかということをお願いしたいわけです。天王寺大和川線計画というのは今の阪和線の高架になった前に泉北線高速道路計画がありました。これは阪神淡路大震災で計画変更になりました。住民参加で行政と市民が一緒になって「風かおる“みち”」というコンセンサスで具体化しようといっ、3年半議論しました。それから4年後、ついこの間、私もその参加者の一員ですけども、そこで参加した内容と全然違うとは言いませんけれども、趣旨は全部置いてきぼりで、もっと具体的に言えば、先ほどどなたか将来の若者のために緑や豊かなまち並みを残してい

こうよと、こういう議論をしてきたにもかかわらず、計画の内容は道路を敷くだけの話しか出なかった。緑の問題は今後検討しますと。今後ということは、道路をつくっていくのに10年ぐらいかかるんですね。5.5キロありますから。それが済んでから考えますという趣旨の大阪市の説明でした。それは、住民参加で皆さんの意見を聞いたにもかかわらず、今の大阪市はそれを進めようとしてない。道路だけを敷く案しか出なかったんです。最初にこの提案の内容の趣旨の1つに、住民自治が近くなるようにしたいというふうにおっしゃられました。でも、今の大阪市そのものが、努力すればできるのにされてない。これが一番問題なんです。だから今制度を変えるか変えないかではなくて、今住民参加型で声をよく聞く。これをまずやっていただいた上で、なおかつその中で問題点があるとすれば住民に広く声をかけて議論をして、そこから始めるべきだと、このように思います。

以上です。

(司会)

どうもご意見ありがとうございました。

それでは、時間に限りがございますこと申しわけございません。ご意見、ご質問は以上とさせていただきます。

それでは、閉会に先立ちまして吉村市長、小倉区長には退席させていただきます。皆様方におかれましてはこの後お知らせがございますので、ご着席のままお待ちください。

(吉村大阪市長)

皆さん本当にありがとうございました。様々な意見いただきまして本当に感謝です。ありがとうございます。

(司会)

それでは、意見募集・説明会終了に当たりましてお願いとお知らせを申し上げます。

本意見募集・説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、あるいは他の会場のご意見を聞きたいという方はこちらのほうをご利用ください。

なお、お配りした意見用紙は会場出口付近で回収いたしますが、後日、区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして意見募集・説明会を終了させていただきます。皆様の貴重なお時間をいただきましてどうもありがとうございました。